

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和4年12月14日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、より上位の等級が妥当であるとして、本件処分の変更を求めている。

〇〇歳で歩行困難な日常だが、タクシー券を取り消された。従前どおりの温かい処理を願いたい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 月 2 9 日	諮問
令和 6 年 6 月 1 4 日	審議（第 8 9 回第 1 部会）
令和 6 年 7 月 2 5 日	審議（第 9 0 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令 6 条 1 項は、法 1 5 条 4 項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法 1 7 条の 2 第 1 項の規定による市町村（法 9 条 1 項の規定により、特別区を含む。）の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

法施行令 7 条は、当該診査を行った市町村長（法 9 条 8 項の規定により、特別区の区長を含む。以下同じ。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 1 0 条 3 項は、知事は、当該通知により、その者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ ところで、法施行令 1 0 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法 1 5 条 1 項及び 3 項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則 7 条 1 項が準用する 2 条 1 項）、同条項の趣旨からして、提出された診断書・意見書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

一方、本件のように、法施行令 10 条 3 項の規定による手帳の再交付の場合は、同条 1 項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令 7 条による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

(2) 障害等級の認定

ア 認定基準・等級表

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級 別	心 臓 機 能 障 害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号。）を制定し、さらに当該規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』

のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙２のとおりである。

2 本件処分の検討

上記１の法令等及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカを植え込んだものについては、当該植え込みから３年以内に再認定を行うとされているところ（別紙２・第４・３・(4)）、請求人は平成３０年１月２４日にペースメーカを植え込んでいることが認められることから（別紙１・Ⅰ・④）、本件障害の程度を判断するに当たっては、初回平成３０年２月２０日の手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙２・第４・３・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が４以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表４級に該当する障害とされているところ（別紙２・第４・１・(3)及び同・３・(4)・イ・c）、本件診断書には、請求人の身体活動能力（運動強度）が４メッツであるとの記載が認められ（別紙１・Ⅱ・９）、障害等級についての本件医師の参考意見として４級相当との記載が認められる（同・Ⅲ）ことからすれば、本件障害の程度は、障害等級４級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、「息切れ」及び「呼吸困難」が「有」とされているものの、他の５項目は「無」とされ、心拍数、脈拍数及び心音は記載がなく、血圧は「最大１３６ 最小７９」、「胸部エックス線所見」は「心胸比５８．７％」とされている。「心電図所見」は、「脚ブロック」及び「第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただし、V₁を除く。）のいずれかのTの逆転」は「有」とされているものの、本件診断書において活動能力の程度は、「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では

心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」とされていること（別紙 1・Ⅱ・6）から、別紙 2・第 4・1・(1)・ア及び(2)・アの基準を満たしていない。そして、他は「無」とされるか、記載がなく（別紙 1・Ⅱ・1 ないし 3）、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「ウ」に該当する場合は、障害等級 4 級相当とされているところ（別紙 2・第 4・1 の（注））、その他、本件障害が、ペースメーカー植込み後の新たな心機能の低下により、等級表解説の 1 級及び 3 級として定める心臓機能障害（別紙 2・第 4・1・(1)及び(2)）に該当する所見は認められない。

- (2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1 級）及び「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3 級）のいずれにも至っているとは認められず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4 級）として、障害等級 4 級と判断するのが相当である（別紙 2・第 4・1・(3)・ウ）。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記 1・(1)・イに述べたとおり、医師の診断書・意見書の内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級 4 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりであって、本件処分における処分庁の判断は適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙 1 及び別紙 2 （略）